

## 愛媛県国民健康保険団体連合会理事会議事録

### 1 日 時

令和6年12月16日（月）午後1時29分から午後2時まで

### 2 開催方法

オンライン開催

### 3 出席者

#### (1) 理事

佐川 秀紀（理事長）

高橋 敏彦（常務理事）

岡原 文彰

武智 邦典

中村 維伯

#### (2) 監事

加藤 章

坂本 浩

### 4 議 題

#### (1) 議案

議案第1号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について

議案第2号 令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会開催時刻等の変更について

#### (2) その他

1 令和6年度税制改正について（積立計画書）

2 愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について

3 診療報酬請求事件について（経過報告）

### 5 議事の経過及びその結果

(1) 理事定数6名中5名の出席及び1名の書面決議による出席により、愛媛県国民健康保険団体連合会規約第33条の規定による成立宣言を行う。

(2) 理事会の開催にあたり理事長から挨拶があった。

(3) 本会規約第31条により、理事長が議長を務める。

(4) 議事に先立ち議事録署名者2名の指名を行い、全員異議なく承認された。

(5) 議案の審議状況は次のとおりであった。

議長           これより議事を行う。議案第1号「令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について」を議題とする。事務局の説明を求める。

議案第1号「令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について」、国民健康保険は、被用者保険に比べ中高年齢者が多く加入する構造的な課題に加えて、人口の減少及び被用者保険の適用拡大によって国保被保険者は減少傾向にあり、保険者での財政運営は厳しい状況が続いている旨説明。

また、本会の事業運営は、保険者からの負担金や診療報酬審査支払手数料など各種手数料により賄われており、これらは、最終的に保険料・税と公費(税金)を財源としていることから公正かつ透明性の高い財政運営が求められることから、これらを踏まえ、令和7年度予算編成にあたっては、保険者の共同体としての認識とコスト意識を持ち、事業運営をより効率的、効果的な実施に向けた予算編成に取り組む旨説明。

事業運営に係る財源の多くを占める国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の審査支払手数料は、事業の効率化を行い各種経費の圧縮等に努めることで、据置きまたは引下げを維持している旨、しかし、国保被保険者の減少に伴い、今後の審査支払手数料収入減が見込まれている中、厚生労働省の検討会で策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、国保総合システムは令和6年3月からクラウド環境下での運用を開始しているが、クラウド環境下への移行を優先したためクラウドに適したシステム構成には至らず、システム構成等の最適化による費用削減が今後の課題となっており、令和10年度を目途に最適化を行っていく予定であるが、それまでの間、本会財政は厳しい運営となる見込みである旨説明。

更に、今後、第二段階となる支払基金とレセプト審査領域のシステム共同開発・共同利用を目指すこととしているほか、その他のシステム(後期高齢者医療審査支払システム、特定健診費用等決済システム)についても令和8年度システム更改が予定されている。こうした政府が進める医療DXに関連して行われるシステム更改においては、システムの高度化、複雑化や経済の変動に伴う開発・運用費の増加が課題となっており、今後の財政運営に大きな影響を与える可能性がある旨、このため、今後の財政運営にあたっては、引き続きシステム保守運用ほか経費節減に努めるとともにシステム更改によって減価償却引当資産に不足が生じる場合には、保有しているICT積立資産(ICTを活用したシステムの高度化・効率化に充てるための積立金)を計画的に充当することとで財政運営の安定化を図る必要がある旨説明。

令和7年度予算については経費節減に努めるとともに、次の方針に基づき予算編成を行うこととする旨説明。

- (1) 歳入について、一般会計並びに各特別会計(業務勘定)で経理する一般負担金、各種手数料について据置きとするが、各業務システムの高度化(クラウド化等)に伴い、システム関連費用に財源不足が生じる場合にはICT積立資産

の充当を検討する旨説明。

- ① 一般会計は、業務効率化及び経費節減に努め一般負担金は据置きとする。
  - ② 診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）は、国保被保険者数の減等により手数料収入は減少見込みである一方で、令和6年3月次期国保総合システム稼働に伴いシステム関係負担金（国保中央会負担金）が引上げられているが、既存のICT積立資産等の活用を検討するとともに、引き続き業務効率化及び経費節減に努め審査支払手数料は据置きとする。
  - ③ 後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）は、令和8年度更改予定の後期高齢者医療審査支払システムに係る更改費は、既存の減価償却積立金を活用するとともに、引き続き業務効率化及び経費節減に努め審査支払手数料は据置きとする。
  - ④ 介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）は、令和7年5月更改予定の介護保険審査支払等システムに係る更改費は、既存の減価償却積立金を活用するとともに、引き続き業務効率化及び経費節減に努め審査支払手数料は据置きとする。
  - ⑤ 障害者総合支援法関係業務特別会計（業務勘定）は、令和7年5月更改予定の障害者総合支援給付審査支払等システムに係る更改費は、既存の減価償却積立金を活用するとともに、引き続き業務効率化及び経費節減に努め審査支払手数料は据置きとする。
  - ⑥ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）は、令和8年4月更改予定の特定健診データ管理システムに係る更改費は、既存の減価償却積立金を活用するとともに、引き続き業務効率化及び経費節減に努めデータ管理手数料は据置きとする。
- (2) 歳出について、限られた財源で効率的な事業を実施するため、既存事業についてゼロベースで見直し、経費節減に努め、事業に係る経費を明確化するため、予算費目について、事業ごとに区分経理し費用の透明化を図り、各種電算システムの導入・運用経費については、費用の精査に努め、より効率的な運営を行う旨説明。

議長 議案第1号について、意見、質疑はないか。

役員一同 (意見、質疑なし)

議長 議案第1号について、承認することに異議はないか。

役員一同 異議なし。

議長 議案第1号を承認とする。  
次に、追加で提出の議案第2号「令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会開催時刻等の変更について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会開催時刻等の変更について、次のとおり定めたい旨、本年7月26日開催通常総会にて開催承認済みのところ、理事長公務との重複のため、時間は、午後3時から午後4時まで、開催方法は、オンライン開催へ変更したい旨説明。

議長 議案第2号について、意見、質疑はないか。

役員一同 (意見、質疑なし)

議長 議案第2号について、承認することに異議はないか。

役員一同 異議なし。

議長 議案第2号は承認とする。  
以上で議案は全て終了。  
次に、その他として事務局より3件説明する。

事務局 その他1「令和6年度税制改正について」、本会が行う審査支払業務などの請負業は、法人税法上の収益事業となり課税対象であるが、令和6年度の税制改正により、当該事業が告示の要件を満たしていることについての厚生労働大臣の証明を受けることで、収益事業から除外されることとなった旨説明。  
税制改正の内容は、連合会業務のうち、一定の要件を満たす収益事業は除外されること、除外されるためには、厚生労働大臣の証明が必要であること、令和6年度は12月27日までに提出が必要であること、申請書類には、5年間の積立計画書を含めて、4種類の書類が必要である旨説明。  
本会が行う請負業は、今年3月の厚生労働省の調査により、収益事業から除外されていることを確認している旨説明。  
積立計画書は、令和6年度以降、積立資産を保有する場合には、積立計画書を作成のうえ、厚生労働省に提出し、実績報告が必要となる旨、目的、積立・取崩の見込額、積

立残高、根拠等を記載する旨、積立残高として保有可能な積立上限額が撤廃され、各連合会で必要額の積立が可能となった旨説明。

財政調整基金積立資産は、事業運営上不測の事態に備え、財政を安定させるため積立ができる旨、引続き手数料収入の10%相当を上限に保有することとし、上限額は1億7,500万円、令和6年度末ではほぼ満額が積み立っているため、令和7年度以降の積立の予定はない旨説明。

ICT積立金は、審査支払業務等の高度化・効率化のためにICT等を導入する費用に充てるために積立てる旨、引続き、手数料収入の30%相当を上限に保有することとし、上限額は5億2,600万円、令和6年度末での積立残高見込み額は4億7,500万円となり、令和7年度以降の決算において、積立が可能であれば増額を検討する旨説明。

電算処理システム導入作業経費積立資産は、電算システム更改の際に行う作業経費のための積立てである旨、システムの更改のたびに要した導入作業の経費相当額を上限に、現時点の相当額である2,150万円を上限額と設定し、次回更改の導入経費相当額を継続して積立てる旨説明。

減価償却引当資産は、保有する固定資産について、取得額を上限に積み立てるものである旨、定額法により算出した減価償却費相当額を積立上限額とし、19億6,400万円とした旨、令和6年度末での積立残高見込額は11億5,800万円なので、令和7年度以降も毎年度の減価償却費相当額を積立せていく旨説明。

退職給付費引当資産は、各年度の職員全員が退職した場合における退職金要支給見込額を上限に積立て、上限額を9億2,100万円として毎年度要支給額を算出し、不足額を上限として積立てる旨説明。

これらの積立額に変更が生じる場合は、予算等に関する理事会・総会で承認を得る旨説明。

その他2「規程の一部改正」について、本会職員の給与、手当等は愛媛県職員条例等に準じて取扱うが、愛媛県の人事委員会勧告を受けて、本会職員の給与に関する規程の一部を改正したい旨、改正内容は、給料表を令和6年4月に遡り、若年層に重点を置いた引上げの改定とし、期末手当、勤勉手当を、それぞれ6年12月と7年4月に2段階で改定を行う旨説明。

なお、愛媛県職員の給与に関する条例が改正されたのちに、理事長専決処分により実施、来年2月の理事会で報告する旨説明。

その他3「診療報酬請求事件」について、平成31年2月、原告から、被保険者248名レセプト件数にして317件の本会の診療報酬審査結果の減点は不当であるとする訴えを受けた旨、訴訟総額8,159,870円である旨、本会は、診療報酬審査委員会の審査結果は公平・公正に行われ妥当であると主張し現在係争中の事件である旨説明。

令和元年5月、第1回口頭弁論期日にて、訴状内容の整理を目的として、レセプトの審査結果、原告の主張、被告の反論等を記載した「主張整理表」の作成を裁判所および原告被告で行い、審理を進めている旨説明。

5年が経過、令和6年6月に裁判所が「主張整理表」の作成が概ね終えたと判断し、317件のうち当事者間で解決できるものは、原告被告双方で話し合っただけ進めるよう裁判所から要請があったことから、訴訟の一部について和解することで合意した旨説明。

内容は、原告による「主張整理表」の再確認及び被告の反論等を踏まえ、一部訴えを取下げ、被告である本会は、原告の主張を踏まえ、診療報酬請求を認めることとした診療報酬未払金相当分2万6,040円を支払う、この合意の範囲において本会が解決金という名目で、診療報酬未払金相当分2万6,040円を支払い、原告はこれに対する年5%の割合による遅延損害金の請求を取下げることについて、10月22日に合意書を交わした旨説明。残る大半について、引続き裁判所からの指示を忠実に履践し、適正な対応を行う旨説明。

議長                    その他について、ただいま説明申し上げたが、質疑等ないか。

役員一同              (意見、質疑なし)

議長                    その他、事務局より何かあるか。

事務局                 なし

議長                    その他、理事から何かあるか。

理事                    なし

議長                    意見、質疑がないようなので、以上で終了する。